

令和7年度 第1回神戸市就学・教育支援委員会 次第

令和7年6月5日（木）15:30～
神戸市総合教育センター701号室

1. 開会

2. 内容

（1）特別支援教育の充実

（2）校内支援委員会「判断報告書」の検討

（3）その他

① 令和6年度 就学支援の状況

② 児童生徒の状況について

- ・特別支援学級設置状況と児童生徒数
- ・特別支援学校児童生徒数の推移
- ・通級指導幼児児童生徒数

3. 事務連絡

※今後の開催日程

第2回以降の開催については、決定後、ホームページ上でお知らせします。

<配布資料>

資料1 特別支援教育の充実

資料2 特別支援教育相談センター状況

資料3 校内支援委員会 判断報告一覧

資料4 就学支援の状況 等

参考資料 ・神戸市就学・教育支援委員会開催要綱

・校内支援委員会要綱

神戸市就学・教育支援委員会開催要綱

令和4年4月1日
教 育 長 決 定

(趣 旨)

第1条 特別な教育的支援が必要な就学予定児及び学齢児童生徒（就園予定児も含む。以下、「学」又は「校」とある場合は幼稚園及び義務教育学校を含み、「児童生徒」とある場合は幼稚園児を含む。）について、特性に応じて適切な教育を受けられるよう、教育委員会が就学・教育についての的確に判断・指導するために必要な助言を行うこと、及び特別支援教育に関する専門的な意見を述べることを目的とし、神戸市就学・教育支援委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項についての役割を担う。

- (1) 特別支援教育に関する専門的な助言・意見。
- (2) 障害の種類や程度に応じた適切な就学先決定に関しての助言。
- (3) 就学後の学校及び学びの場の変更等についての助言。

(委 員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 言語聴覚士
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、15名以内とする。

(委員長の指名等)

第4条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会議の進行をつかさどる。

3 教育長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行するものを指名する。

(関係者の出席)

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席を求め、説明又は、意見を聴くことができる。

(部 会)

第6条 委員会に部会を置くことができる。

(任 期)

第7条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務及び個人情報保護義務)

第8条 委員、会議に出席した関係者は、職務上知り得た秘密を漏らし、または職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協力の要請)

第9条 委員会は、運営上必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の公開)

第10条 委員会は、これを公開とする。ただし次のいずれかに該当する場合、教育長が公開しないと決めたときは、この限りではない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について助言・意見交換を行う場合

(2) 委員会を公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(事 務)

第11条 委員会の事務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑 則)

第12条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、教育委員会事務局長が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

なお、本要綱に基づいて、「神戸市就学支援委員会開催要綱」は廃止する。

校内支援委員会要綱

1. 趣 旨

障害のある児童生徒について、適切な就学（就園を含む。以下、「学」又は「校」とある場合は幼稚園及び義務教育学校を含み、「児童」とある場合は幼稚園児を含む。）を支援するとともに、特別な教育的支援が必要な児童生徒についての理解及び教育方法等の研修を深めるため、校内支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 所掌事項

- （１）障害のある児童生徒について、入学時、学年進行時、あるいは異動時等に、調査・観察・相談等を行い、それに基づいて適切な就学支援を行う。
通級指導の方針検討も含む。
- （２）対象児童生徒の適切な就学を促進するため、関係機関との連携を図る。
- （３）委員会で判断がつかない場合は、神戸市教育・就学支援委員会へ助言を求める。
- （４）特別な教育的支援が必要な児童生徒の実態把握を行い、支援方策を具体化する。
- （５）個別の指導計画・個別の教育支援計画について作成し、共通理解する。
- （６）校内の特別支援教育推進の中心となり、特別支援教育に関する校内研修を推進する。

3. 組 織

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、学年世話係、養護教諭、就学支援世話係、特別支援学級担任、児童生徒関係職員、生徒指導係で組織し、その他校園長が必要と認める者を加えることができる。

4. 委 員

- （１）委員会に委員長を置く。委員長は、校園長がこれにあたる。
- （２）委員会に世話係を置く。

5. 記録の作成

委員会での審議内容については記録を作成し、５年保存する。

特別支援教育の充実

少子化傾向の中、特別な支援が必要な児童生徒は増加していることを踏まえ、地域の小中学校・義務教育学校における特別支援教育の理解を推進し、特別支援教育のさらなる充実を図る。

1. いぶき明生支援学校の分校設置

特別支援学校における児童生徒の増加対策として、旧本多聞小学校の跡地にいぶき明生支援学校の分校（小・中学部）を設置する。

<参考>

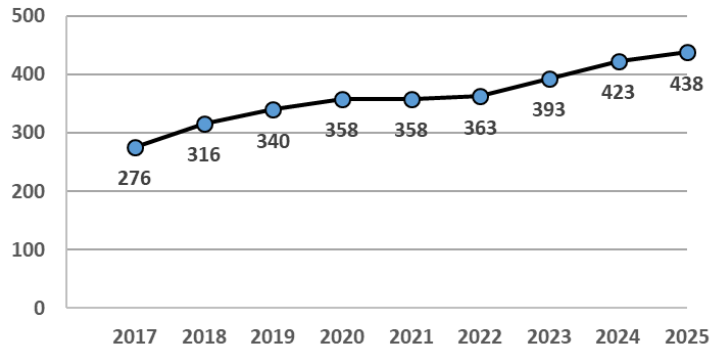
・対象 垂水区西部に在住する知的障害部門の児童生徒（小・中学部） ※最大約 120 名の就学が可能

・スケジュール

令和 7 年度	設計
令和 8 ～ 9 年度	改修工事
令和 10 年度	開校

・いぶき明生支援学校の児童生徒数（推移）

児童生徒数の推移



2. 特別支援教育相談センターの充実

特別支援教育相談センターの面談体制を強化し、保護者の適切な就学先選択に向けた支援を行うとともに、新たに学校支援チームを立ち上げて、地域校における特別支援教育の充実を図る。

3. 特別支援教育課による全校訪問の実施

特別支援教育課の各区担当者が小中学校を訪問し、校内における特別支援教育の状況を把握するとともに、特別支援学級の学級運営等について必要な助言を行う。

4. 自校通級指導教室の拡充

通級による指導の対象となりうる児童生徒の増加に対応するとともに、児童生徒が自校で指導を受けられる体制を整えるため、新たに 19 校に自校通級指導教室を設置する。

＜自校通級指導教室設置校数＞ 令和 7 年度：77 校（令和 6 年度：58 校）

年 度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合 計
校 数	5	10	10	15	18	19	77

5. 地域における弱視学級・難聴学級の設置

- （1）視覚・聴覚に障害のある児童生徒が多様な場で学ぶことができるよう、地域校において弱視学級・難聴学級を順次設置していく。
- （2）令和 7 年度については、弱視学級・難聴学級の設置に向けて、就学相談において対応するとともに、視覚・聴覚に障害のある児童生徒が在籍する学校に対して、必要に応じて盲学校ひとみ教室・拠点校通級指導教室による巡回フォロー等を行う。

6. 医療的ケア支援の拡充

令和 7 年度より、地域校の医療的ケアにおける看護師の派遣時間上限を撤廃した（派遣時間：週 15 時間まで→上限撤廃）。

特別支援教育相談センターの状況

1 就学相談

(1) 5 歳児の就学相談

① 就学に関する説明

就学に向けた学びの場を選択する際の参考にしていただくため、就学に関する説明動画を視聴していただけるよう Web 配信している。

・就学説明会動画視聴回数 計 4,130 回（令和 6 年 3 月 14 日～令和 7 年 3 月 31 日）

② 個別の就学相談

今年度は、個別の就学相談の申込を 4 月 16 日より開始し、以下の状況となっている。

令和 7 年度の状況（令和 7 年 4 月 1 日～5 月 16 日現在）予約数 375 件 実績 43 件

◆実績

	療育センター	KEC	区会場	総数
令和 5 年度	69 件	225 件	146 件	440 件
令和 6 年度	63 件	241 件	188 件	492 件

※療育センターとは、神戸市総合療育センター（まるやま学園、のぼら学園、ひまわり学園）の 3 学園を示す。

◆就学相談の充実

相談体制を拡大し、保護者の就学先選択に向けた相談の充実を図る。

令和 6 年度 440 組（7 月末まで）→ 令和 7 年度 550 組（対応可能件数）

(2) 学びの場の変更

就学後においても子供の成長とともに必要に応じて教育的ニーズを再整理し、学びの場を見直す視点が必要であることから、学校園からの特別支援学級への入級や特別支援学校への転学等についての相談に対し、助言を行っている。

また昨年度 8 月より、子供の教育的ニーズに応じた就学先の選択につながることを目的とし、説明動画の Web 配信と「中学校進学に向けた情報提供と個別の相談」を実施している。

①動画視聴回数 計 1,071 回（令和 6 年 6 月 28 日～令和 7 年 3 月 13 日）

②面談による個別の相談 91 件（令和 6 年 8 月 1 日～令和 7 年 3 月 13 日）

※今年度も 6 月中旬に小中学校への周知し、8 月からの面談を予定している。



2 教育相談

学校や保護者から、学習や学校生活に不安のある児童生徒についての相談を受け、センター職員が学校を訪問して学校生活の状況を確認した後、学校に対して支援の方向性の提案や具体的な指導方法の助言を行うほか、必要に応じて、センターでの検査・面談、医師による教育相談を実施し、保護者に対して家庭での接し方等を助言している。

◆実績

	教育相談受付	学校訪問	検査・面談	医療教育相談	電話総数
令和 5 年度	617 件	869 件	321 件	146 件	3,319 件
令和 6 年度	622 件	837 件	321 件	140 件	3,267 件

◆学校支援の充実

小中学校における特別支援教育の充実を図るため、新たに学校支援チームを立ち上げて、経験が豊富な特別支援教育相談センターの職員が複数名で訪問し、学級集団を対象として児童生徒の実態把握や支援についての助言、職員研修等を行っている。